

令和6年度 かがしま多文化共生調査企画提案仕様書

1 目的

近年、グローバル化の急激な進展とともに、本県においても県内に住む外国人が年々増加しており、県では「かがしま未来創造ビジョン」において、多文化共生の実現に向けた基本方針を定めている。

今後、県内に住む外国人の更なる増加が見込まれ、外国人が住みやすい地域づくりの重要性が高まっていることから、多文化共生の実現に向けた施策展開の基礎資料を得ることを目的に多文化共生に関する調査を実施する。

2 委託内容の項目

(1) 調査等の実施

ア 意識調査の実施

内容は下記3のとおり

イ ア以外の方法による調査の実施

内容は下記4のとおり

(2) 会議（セミナー）の開催

内容は下記5のとおり

3 意識調査の内容

(1) 調査地域

鹿児島県全域

(2) 調査対象者

ア 無作為抽出の外国人県民（県内在住の18歳以上）3,000人

イ 無作為抽出の日本人県民（県内在住の18歳以上）1,500人

(3) 設問数及び調査票

ア 設問数 外国人県民向け概ね30問、日本人県民向け概ね15問

イ 調査票 県が提供する原稿を元に受託者が作成

※ 設問数については、現時点のものであり、若干、変動する可能性がある。

(4) 実施方法（外国人県民）

ア QRコードを付した案内文を郵送し、回答はインターネットで行う。

イ 下記7言語以上に対応する。

・やさしい日本語（ルビ付き）

・英語

・ベトナム語

・タガログ語

・インドネシア語

・中国語

・ネパール語

(5) 実施方法（日本人県民）

QRコードを付した案内文及び調査票を郵送し、回答は郵送もしくはインターネットで行う。

(6) 業務委託の内容

ア 質問項目及びそれに対する回答選択肢の作成

・回答しやすく工夫された調査フォームとすること。

・個人が特定できないような配慮をすること。

イ 案内文及び調査票の印刷

(ア) 外国人県民用 3,000部（案内文）

(イ) 日本人県民用 1,500部（案内文及び調査票）

ウ 封筒の調達

発送用の封筒には「かごしま多文化共生調査へのご協力のお願い」並びに調査担当事業者名・連絡先及び県担当課名・連絡先を印刷する。

(ア) 発送用 4,500部（外国人県民用・日本人県民用）

(イ) 返送用 1,500部（日本人県民用）

エ 御礼・督促用はがきの印刷

日本人県民用 1,500枚

オ 案内文及び調査票の発送

(ア) 発送先の住所、氏名

調査対象者の個人情報（住所、氏名）は、県が書面で提供する。

(イ) 送料及び返送に係る後納料金

受託者負担（委託料に含まれる。）

カ 調査票データの集約・集計・分析・考察業務

(ア) 調査票データの集約

・外国人県民用 概ね30項目

・日本人県民用 概ね15項目

(イ) 集計・分析・考察の内容

・各設問の単純集計を行うこと。

・回答者属性や各設問間の単純集計及びクロス集計を行うこと。

・設問ごとに分析し、その結果について多文化共生の視点を踏まえたコメントを記載すること。

・集計に当たっては、必要な数値を容易に検索できるよう、汎用媒体（エクセル形式等）とすること。

・中間報告を行うとともに最終報告書作成に向けた打合せを行い、その結果を踏まえて対応すること。

・出入国在留管理庁による令和5年度「在留外国人に対する基礎調査」及び「外国人との共生に関する意識調査」の集計・分析方法も参考すること。

キ 調査結果報告書の作成及び提出

(ア) 中間報告書①（8月）

冊子（A4版両面カラー）10冊及びデータファイル

(イ) 中間報告書②（1月）

冊子（A4版両面カラー）10冊及びデータファイル

(ウ) 最終報告書：概要版（3月）

冊子（A4版両面カラー）10冊及びデータファイル

(エ) 最終報告書：完成版（3月）

調査結果報告書（A4縦 左綴じ 簡易製本 白黒印刷）10冊及びデータファイル。

(オ) カの電子データ提出（3月）

概要版及び完成版の分割ファイルと一括印刷用ファイルを作成し、電子データで提出すること。報告書作成に使用したグラフ等の電子データも併せて提出すること（CD1枚）。

※電子データを白黒印刷した際に、グラフ等は識別がつくように工夫すること。

4 意識調査以外の方法による調査の実施

意識調査以外の方法（統計データ分析、市町村アンケート等）により県内の地域毎の傾向を把握する。

5 会議（セミナー）の開催

(1) 目的

市町村・関係団体等を対象に会議（セミナー）を開催し、多文化共生社会の推進に向けた意識啓発や課題の共有等を行う。

- (2) 開催時期
令和6年10月から令和7年2月
- (3) 回数（開催地域）
3回（北薩地域，南薩地域，大隅地域）
- (4) 参加対象
市町村，関係団体（国際交流協会等）等
- (5) 参加者数
50人から70人程度
- (6) 所要時間
概ね3時間程度
- (7) 会議（セミナー）の内容
内容については県と協議すること。
- (8) 業務内容
会議（セミナー）開催にかかる業務全般（費用は本委託業務料に含まれる）
 - ア 開催チラシの作成及び広報
 - イ 会場準備
 - ウ 参加者募集
 - エ 当日資料作成
 - オ 講師等の招へい
 - カ 会議運営
 - キ 備品準備
 - ク 報告書作成
 - ケ その他会議（セミナー）開催にかかる業務

6 実施体制

- (1) 本委託業務を総括する責任者を置き，発注者である県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 本委託業務に必要な資機材は，受注者が用意すること。
- (3) 契約締結後，速やかに実施計画書（業務内容，全体スケジュール等）を提出すること。

7 履行期限

令和7年3月14日（金）

8 業務委託に係る著作権

- (1) 本業務委託で制作された著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び版權は，全て鹿児島県に帰属するものとする。ただし，本委託業務の実施に当たり，第三者の著作権，その他の権利に抵触するものについては，受託者の責任をもって処理すること。
- (2) 本業務委託で制作された著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) その他，本業務で得た事業の成果については，委託者に帰属するものとし，委託者の許可なく第三者に貸与及び公表することはできないものとする。

9 機密の保持

受託者は，本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い，目的外の利用，第三者に開示，漏えいしてはならない。業務終了後もまた同様である。

10 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守しなければならない。

11 その他

- (1) 受注者は鹿児島県くらし共生協働課と十分な協議を行いながら業務を進めることとし、作業内容に疑義が生じた場合には、その都度協議を行い進めること。
- (2) 発注者は、契約期間中いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、その都度発注者と協議の上、対応するものとする。